

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市特定地域づくり事業協同組合設立支援補助金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第2条第4項に規定する特定地域づくり事業の実施に当たり、組合（市内に事務所を置くものに限る。）を設立し、法第3条第3項の規定により新潟県知事の認定を受けようとする団体に対して、組合設立のために必要な経費を補助するもの。
補助事業者	特定地域づくり事業協同組合を設立しようとする団体
補助対象経費	組合設立のために必要な調査及び調整に係る費用、関係団体との設立準備協議会当の開催費用、組合設立時の運営体制整備に必要な人材育成費用、設立認可申請及び登記等の各種手続に要する費用、組合設立の際に必要な施設改装並びに設備及びITツールの導入費、組合設立準備に係る外部アドバイザー等からの専門的支援受入れに係る費用等
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限400万円
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	他の地方自治体の補助額も参考に、協同組合設立に必要な経費に対して400万を上限に補助する。
数値目標等	B 数値化不可
	特定地域づくり事業協同組合の設立 ○目標に対する費用対効果（計算式）  ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 組合設立による費用対効果は現状で数値化できないが、設立により地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた雇用を創設し、安定的な雇用環境と一定の給与水準を用意することで、移住定住の促進と地域の担い手確保が図られることが見込まれるため、組合設立を目標とする。
補助制度開始	令和6年4月30日
見直し時期	令和6年9月30日
補助終期	令和7年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 補助対象団体が限られる
事業担当	（担当部署） 移住交流推進課 暮らし・働く企画係
	（電話番号） 0259-67-7153（直通）